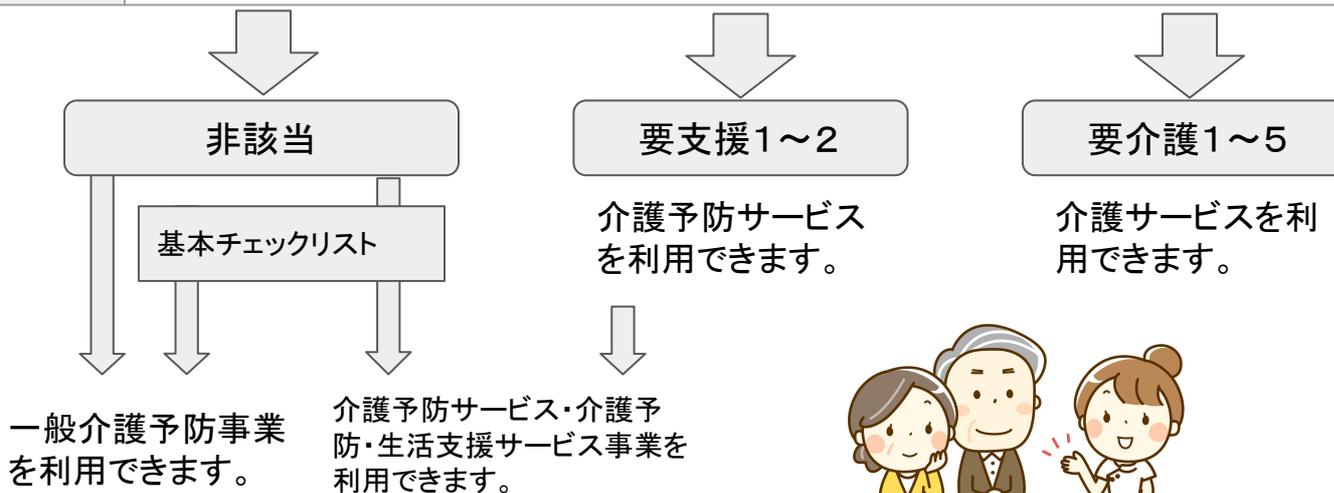


- 居宅介護支援（ケアマネジャー）の業務内容
 - ① ご利用者様やご家族様からの介護に関わる相談
 - ② 介護保険を利用するための申請代行
 - ③ 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ④ 介護サービスを提供する居宅サービス事業者及び福祉施設との連絡調整
 - ⑤ 市町、保険医療福祉サービス機関との連絡調整
 - ⑥ 居宅サービス利用時の苦情や疑問の受付対応 など

□ 介護サービスを利用するためには

① 申請	<p>必要なもの ① 要介護・要支援認定申請書 ② 介護保険被保険者証、③ 健康保険被保険者証 （※40~64歳の方の場合）</p> <p>○ 申請する場所 各市役所・支所の介護保険担当窓口</p>
② 認定調査	<p>認定調査員が申請者のお宅などを訪問し、心身の状態や介助の方法などについて動作の確認や聞き取り調査を行います。</p>
③ 判定	<p>主治医の意見書や訪問調査の結果をふまえ、「介護認定審査会」で介護の必要度(要介護度)を判定し、市が認定します。申請から認定までにはおよそ1か月程度の期間がかかります。</p>
④ 通知	<p>介護認定の結果をご自宅へ郵送します。</p>



医療法人医王寺会 おうちとつなぐ居宅介護支援事業所

[住 所] 松阪市久保町1925 (いおうじ応急クリニック2階)
 [電 話] 0598-31-3485
 [WEBサイト] <https://ioji.org/>

担当者 南部 (主任ケアマネジャー)

